



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

令和9年4月に施行される改正金融商品取引法からサステナビリティ情報の開示に関する改正内容及び大学の非常勤講師のいわゆる無期転換を認めた大阪高裁の判例をご紹介します。

◇サステナビリティ情報の開示・保証の義務化

令和8年7月、金融商品取引法の改正法が成立しました（令和8年法律第64号）。サステナビリティ情報の開示・保証に関する部分は令和9年4月1日から施行されますので、概要をご紹介します。

1. 開示基準に基づく開示の義務化

一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に準拠して有価証券報告書を作成することが義務付けられます。時価総額3兆円以上の企業は令和9年3月期から、1兆円以上は令和10年3月期から、5,000億円以上は令和11年3月期から、順次適用される予定です。

2. 第三者保証の義務化

開示義務の開始時期の翌年から、サステナビリティ情報について第三者による保証が義務付けられます。保証の範囲は当初2年間は温室効果ガス排出量（Scope1・2）、ガバナンス、リスク管理に限定され、水準も限定的保証が原則とされています。

3. 保証業者に対する登録制・業規制

保証を行う「特定非財務情報監査証明業者」は内閣総理大臣の登録制となり、監査法人以外の法人でも要件を満たせば参入できます。守秘義務、一定の非保証業務との同時提供の禁止、業務執行担当者のローテーション等の行為規制が課され、金融庁が検査・監督を行います。

4. セーフハーバー・ルールの新設

将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報については、その前提となる事実・仮定・推論過程や社内での検討・評価手続を有価証券報告書に記載し、確認書に所定の記載をすること等を要件として、虚偽記載に係る民事責任及び行政責任を負わないこととされました。刑事責任は対象外です。

5. コメント

直接の対象は大規模な上場企業に限られますが、開示が求められる温室効果ガス排出量にはサプライチェーン全体の排出量（Scope3）が含まれるため、取引先から自社の排出量データの提供を求められる企業は広範囲に及びます。また、セーフハーバーは「開示すれば免責」というものではなく、社内で検討した過程を記録し開示していることが前提となりますので、対象企業においては議事録等の記録の整備が実務上の課題です。

◆国立大学法人と業務委託契約を締結していた講師の労働者性と無期転換を認めた事案（大阪高判令和8年5月15日）

1. 事案の概要

国立大学法人と5年超の非常勤講師契約を結んできた講師らが、同契約は雇用契約であり無期転換が成立したと主張し、雇用契約（無期）上の地位確認や、不利益変更にかかる賃金の差額及び雇止無効に伴う賃金の支払等を請求して提訴しました。

一審の大阪地裁は、委嘱契約が雇用契約に当たらないとして請求を棄却（一部却下）したため、これを不服とする講師らが控訴したのが本件です。

2. 判決要旨

大阪高裁は、次の通り判示して、大学と講師らとの間には無期限の雇用契約が成立したとして、一審判決を取り消しました。

「業務遂行上の指揮監督の面から見ると、非常勤講師は、（中略）被控訴人による強い指揮監督が及んでいたということが出来る。これらの点は、控訴人らの報酬が一定の授業時間を基礎として算定されている面があり、その限りで労務対償性が維持されているとみられることと相まって、控訴人らの労働者性を強く推認させるものというべきである。」

（中略）そのほか、控訴人ら非常勤講師につき、事業者性は希薄であり、専属性が乏しいことが指摘できるものの、これらの事情も、控訴人らの労働者性を認めることと必ずしも矛盾するものではない。（中略）控訴人らについては、遅くとも本件各申込みの当時、有期労働契約の通算期間が5年を超える労働者であったことが認められるものというべきである。」

3. コメント

本判決は、次のような点から大学側が講師に強い指揮監督を及ぼしていたとした上で、時間給ベースで労務対償性のある報酬体系や、事業者性の希薄さと相まって、講師らに労働者性を認めました。

①大学側が委嘱契約の前後を通じてシラバスを点検・審査し、必要に応じて内容の補正指示を行っていた点、②共同で担当する授業等において、専任教員から授業の進行や採点基準の調整についてミーティングや連絡ツールを介し、具体的な指示がされていた点、③講師がシステムに入力した一次的な成績評価を、専任教員が訂正・変更できる仕組みになっており、強い指揮監督が及んでいた点。

種々の要素を詳細に検討しており、同種の事案を検討する上で、実務上大いに参考になるものと思われます。

弁護士友成亮太、弁護士門屋徹

法務トピックス

◆株主総会資料書面交付を廃止の方向へ

政府は、2027年に会社法を改正し、株主が企業に対して株主総会資料の書面交付を請求する権利（会社法第325条の5）を廃止する方針を固めました。近年企業にとって個人株主の重要性は増しており、今後もその拡大を目指す方向にあります。しかし個人株主が増加すると、企業が負担する郵便代や印刷代などの管理コストが膨らむことは明らかであり、今回の改正はその対策の一環とされています。さらに今後、資産の少ない若年層等がより気軽に株式投資を始められるよう、100株単位での売買を原則とする「単元株制度」を廃止して、最低投資額を引き下げる検討も進めているとのことです。（出典：日経2026. 8. 25朝刊）